

介護予防支援契約書兼重要事項説明・同意書

_____様（以下「利用者」という）と長岡京市南地域包括支援センター（以下「事業者」という）は、介護保険法の規定による介護予防支援事業および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（下線部、以下「事業」という）の提供について、次のとおり契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう、利用者の心身の状態等に応じて、適切な介護予防サービス・計画（以下「計画」という）を作成するとともに、計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係医療機関、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

なお、計画の作成にあたって利用者から複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明をもとめることができます。

（契約の内容）

第2条 業務の内容等は、下記のとおりとします。

- (1) 計画の作成
- (2) サービス担当者会議の開催（年1回・必要時）
- (3) モニタリングの実施（3カ月に1回・必要時）
- (4) 介護予防に係る効果の評価
- (5) 保険給付に係る給付管理業務
- (6) 利用者及び関係医療機関、サービス担当者等との連絡調整

（業務の委託）

第3条 上記第2条における業務内容については、厚生労働省および長岡京市が定める要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

委託する場合、委託することについて、利用者またはその家族に十分説明し、同意を得るとともに、利用者またはその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の情報提供をし、その意向を聴取します。

（契約の有効期間開始）

第4条 この契約の有効期間開始は、_____年____月____日からとします。

（事業の担当者）

第5条 事業者は、事業の担当者を選任し、適切な事業の提供に努めます。

2 事業者は、前項の担当者を選任し、または変更する場合には、利用者の状況および意向に配慮し、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に説明します。

- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導します。

(サービス実施の記録等)

第6条 事業者は、定期的に、計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を事業の提供に関する記録（以下「サービス実施記録」という）の書面に記載します。

- 2 事業者は、サービス実施記録を作成し、利用終了後5年間保存します。また、利用者の求めに応じて閲覧に供し、またはその写しを交付します。

(利用者による契約の解除等)

第7条 利用者は、7日間の予告期間において、事業者にも文書で予告することにより、この契約を解除することができます。

- 2 利用者は、次のいずれかの事情が生じた場合には、事業者にも文書で連絡することにより直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 事業者またはその従事者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者またはその従事者が秘密保持義務に反した場合
 - (3) 事業者またはその従事者が利用者やその家族等の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 事業者が破産等の事情により、事業を継続することが困難となった場合
 - (5) 事業者が介護保険法等の関係法令およびこの契約に著しく違反した場合

(事業者による契約の解除)

第8条 事業者は、利用者またはその家族が事業者またはその従事者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他のこの契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合には、利用者に対して、1ヵ月の予告期間において、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第9条 次のいずれかの事情が生じた場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が要介護認定において、非該当(自立)または要介護と認定された場合
 - (2) 利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合または特定施設若しくは認知症高齢者グループホームに入居した場合
 - (3) サービス利用の意向がなく、利用者からの申し出があった場合
 - (4) 利用者が死亡または転出等により被保険者の資格を喪失した場合
 - (5) 指定介護予防支援事業者が変更になった場合
 - (6) 事業者が指定介護予防支援事業者の指定を取り消された場合
- 2 事業者は、この契約が終了する場合において、必要があると認められるときは、利用者が指定する指定居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る長岡京市への連絡等の調整を行います。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、事業の提供に際して利用者の負傷や体調の急変が生じた場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 事業者は、事業の提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償します。

ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

（秘密保持）

第11条 事業者および従業者は、業務上知り得た秘密について、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後も、第三者に漏洩することを禁止します。

2 事業者および従業者は、当該利用者またはその家族から事前に文書で同意を得た場合に限り、利用者またはその家族に関する情報をサービス担当者会議等において使用します。

3 事業者は、従業者であった者に対し、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講じます。

（苦情対応）

第12条 利用者は、事業者が提供した事業に関して苦情がある場合または事業者が作成した計画に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、市高齢介護課又は京都府国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申出等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

（その他）

第13条 利用者と事業者は、互いに信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約および介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、この契約および関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により決めるものとします。

（裁判管轄）

第14条 利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

介護予防支援重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 介護予防支援事業および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
（下線部、以下「事業」という）は、利用者が要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために実施するものとします。

(2) 事業は、利用者の心身の状況・環境等の課題を抽出し、その課題解決のため、介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という）の作成等の支援を行います。その際、利用者の選択に基づいて、適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう配慮します。

(3) 事業は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう配慮して実施するものとします。

なお、計画の作成にあたって利用者から複数のサービス事業等の紹介を求めることや、計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 事業は、長岡京市、各地域包括支援センター、関係医療機関、他のサービス事業者等との連携を図り実施するものとします。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	長岡京市南地域包括支援センター
所在地	長岡京市友岡4丁目114番地 老人保健施設アゼリアガーデン内
電話番号	075-957-1119
FAX	075-957-1130
介護保険指定番号	2603000049
サービスを提供する地域	長岡京市

(2) 事業所の職員体制

2025年4月1日現在

職種	従事者数
管理者（兼職）	1名
保健師（または看護師）	1名
主任介護支援専門員	1名
社会福祉士	3名
介護支援専門員	3名
事務職員	1名

（人員体制が変わる場合があります。）

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日	午前8時30分から午後5時まで
休業日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日

3. 事業の提供方法・内容

利用者の計画の作成にあたっての居宅訪問は、原則として計画作成前とし、以後必要に応じて訪問を行い、以下のような業務を行います。

- (1) 計画の作成
- (2) サービス担当者会議の開催（年1回・必要時）
- (3) モニタリングの実施（3カ月に1回・必要時）
- (4) 介護予防に係る効果の評価
- (5) 保険給付に係る給付管理業務
- (6) 利用者および関係医療機関、サービス担当者等との連絡調整

4. テレビ電話装置その他情報機器を活用した取り組みについて

以下の要件を設けたうえで、テレビ電話装置その他情報機器を活用したモニタリング等を実施します。

- (1) 利用者の同意を得ること
- (2) サービス担当者会議において、主治医・担当者その他の関係者に合意を得ていること
- (3) 利用者の心身の状態が安定していること
- (4) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
- (5) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報については、ほかのサービス事業所との連携により情報を収集すること

5. 業務の委託

- (1) 事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができます。

6. 利用料

事業所の事業に係る費用については、利用者の負担はございません。

ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、下記の1ヵ月あたりの料金を利用者が支払ったうえで、サービス提供証明書を発行することになります。

サービス提供証明書を長岡京市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

	介護予防支援	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB
基 本	4, 7 2 9円	4, 7 2 9円	2, 3 6 4円
初回加算	3, 2 1 0円	3, 2 1 0円	3, 2 1 0円
委託連携加算	3, 2 1 0円	3, 2 1 0円	—

※ 今後、「1ヵ月あたりの料金」は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の改正等により変更となる場合があります。

その他の費用として、サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当分の交通費が必要になる場合があります。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所苦情等受付窓口	担当者：管理者 野稻貞雄 ご利用時間 8：30～17：00 ご利用方法 TEL 075-957-1119 FAX 075-957-1130
-------------	---

行政機関その他苦情受付機関

長岡京市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係	受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-955-2059(直通) FAX 075-951-5410
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係	受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-354-9090(直通) FAX 075-354-9055

※ 京都府国民健康保険団体連合会は、内容によって対応できない場合があります。

8. 事故処理

事業者は、事業の実施によって賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに長岡京市へ報告します。

9. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のための措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに長岡京市に通報します。

10. 身体的拘束等の原則禁止

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

11. ハラスメント対策

事業者は、いかなるハラスメント行為に対する措置を講じます。

12. 感染症の予防およびまん延防止について

感染症の予防およびまん延防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、感染対策における適切な知識などの研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

14. 事業を実施している法人の概要

名称・法人種別	一般財団法人 長岡記念財団
代表者氏名	理事長 中野 種樹
併設施設	老人保健施設アゼリアガーデン 居宅介護支援事業所アゼリア 認知症グループホームローズマリー 訪問看護ステーションアゼリア 訪問介護ステーションアゼリア 訪問看護・介護アゼリア居宅介護支援事業所

以 上

事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および重要事項説明書の内容を説明しました。

(事業所)

事業所名 長岡京市南地域包括支援センター
住 所 京都府長岡京市友岡4丁目114番地

説明者 _____ 年 月 日

管理者(センター長) 野稻 貞雄 ⑩

私は、事業所から事業についての契約書および重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、地域ケア会議やサービス担当者会議において、私または家族の個人情報を用いることに同意します。また、テレビ電話装置その他通信機器を活用したモニタリング等を可能とすることに同意します。

年 月 日

住所:〒 _____

_____ 電話: _____

氏名: _____

(代理人)

住所:〒 _____

_____ 電話: _____

氏名: _____

(2025年4月1日制定)